

平成 27 年 12 月 25 日

東洋経済新報社 東洋経済オンラインご担当者 様
軍事ライター 文谷 数重 様

12 月 22 日付電子版掲載記事

『南氷洋での調査捕鯨は、百害あって一利なし』に対する意見書

貴社運営の東洋経済 ONLINE に掲載された表題の記事を読み、事実と異なる記述が散見されることから、誤りを正すとともに当協会の意見を申し述べさせていただきます。

南極海における調査捕鯨は、国際捕鯨委員会（IWC）が決めた商業捕鯨モラトリアム規定で言及している科学的情報（クロミンククジラの捕獲枠算出、生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態）を収集することを目的としています。調査の成果は IWC 科学員会その他に報告され国際的に貢献していると考えます。「百害あって一利なし」とは、日本から遠く離れた南極海の厳しい環境の中で、家族の元を離れて長期間調査に従事している調査員並びに乗組員の努力を著しく侮辱した表現であり、看過することはできません。

記事の中で事実と異なる部分や誤解を招く部分についていくつか指摘させていただきます。

豪州が「南極海は自分たちの海である」といって南極海での調査捕鯨に反対しているという見解があるのは承知しておりますが、豪州が一方向的に南極大陸の領有権や経済的排他水域を主張しているだけで、国際的には認められておりません。このような主張を是認して調査捕鯨を否定することは日本の利益に反する。

「鯨肉は一部の部位が珍重されているだけだ」という指摘は事実誤認で、調査のため捕獲した鯨体は可能な限り有効利用されているのが実態であります。

「調査捕鯨は鯨肉販売の利潤を前提としている。だが鯨肉は売れ残っており、仮に全部売れても捕鯨費用はまかなえない」という指摘も事実誤認です。過去に調査副産物（鯨肉）の在庫が一時的にあったことは事実ですが、現在は

「鯨肉が売れ残っている」というほどの在庫はありません。。また、調査の主産物はあくまでも科学的データであり、調査副産物である鯨肉の販売取得金で調査経費全額を賄えないことで調査捕鯨を否定することは全くの見当違いです。

外航船員の平均コストをベースに「おそらくは人件費だけでも年 34 億円」と見積もっていますが、共同船舶の調査船はすべて内航船であり、実際の人件費はその半分にも達しないはずです。十分な調査・取材を怠り、このように事実と異なる数字を示していることは極めて遺憾です。

「日本の味方になってくれる国は多数ではない」という指摘も決して正しいとは言えません。国際捕鯨委員会ではアフリカやアジア、カリブ地域の途上国を含む 40 カ国近い国々が海洋生物資源の持続的利用を支持しており、日本と共同歩調を取っています。確かに過半数には及びませんが、これらの国々は捕鯨以外の水産分野においても協力関係にあり、日本の水産外交にとって重要な存在となっています。

「10 年ほど前には「鯨が増えすぎて魚を食い尽くし漁業が打撃を受けている、だから捕鯨が必要」と主張していた。今から見ればただの魚の取り過ぎだが、それを隠し捕鯨の必要性に理屈付けようとしたものだ」との指摘は自分の主張を正当化するための詭弁です。鯨が魚やオキアミを大量に捕食していることは事実です。鯨が増えれば漁業と競合することは避けられないでしょう。実際にサンマ等の漁業では、集魚灯で集めた魚を鯨に横取りされたとの報告が数多く寄せられております。水産資源を適正に管理して漁獲量を伸ばすためには、鯨による捕食の実態について解明することは有意義なことと思います。魚の乱獲と結び付けることこそ調査捕鯨を否定するためのこじつけです。

文谷氏は、南極海の調査捕鯨が日豪の同盟関係を損なう可能性があるため、諦めるべきだと主張していますが、合法的な調査活動を同盟国から止めろと言われたから諦めてしまう外交が果たして日本にとって正しい選択なのでしょうか。国際問題は法律に基づき解決されるべきで、感情で左右されるべきものではありません。11 月にトルコで安倍首相とターンブル首相が初めて会談した際、捕鯨を巡っては両国間に立場の違いはあるものの、良好な両国関係全般には影響を与えないことを確認しています。先日の東京での日豪首脳会談では、ターンブル首相が南極海の調査捕鯨に失望を表明したとのことですが、同時に、捕

鯨以外の分野ではさらに協力関係を発展させていきたいとの考えを示しました。南極海の調査捕鯨について理解を得られないまでも反対しないよう今後も粘り強く説明を続ける外交努力が重要です。

昨年 3 月の国際司法裁判所の判決は、日本の第二期南極海鯨類捕獲調査が国際捕鯨取締条約第 8 条で規定する科学調査の範疇を超えているため、日本政府に対し今後の特別許可の発給を控え、今後特別許可を発給する際には判決内容に十分配慮するように求めました。その一方、「捕鯨産業の秩序ある発展を目指す」と規定する国際捕鯨取締条約の従来目的と調査捕鯨の合法性について認めています。日本は法の支配を順守する責任ある法治国家として判決内容を即刻受け入れ、判決の指摘に配慮した新たな調査計画を策定し、IWC 科学委員会へ提出するなど必要な手続きを踏んだ上で、新調査計画の実施を決断しました。ここに至るまでの道のりは新調査計画の立案に携わった関係者にとって決して平坦ではなかったはずです。

以上、申し上げた内容にご意見等ございましたらお知らせください。ご要望があれば取材にも対応いたします。

今後は公平な取材と事実に基づく報道をお願い申し上げます。

日本捕鯨協会
会長 山村 和夫